

用語解説

(注) 本用語解説は、50音順、アルファベット順、数字の順番で掲載している。

【え】

エコスクール

環境を考慮して設計・建設され、環境を考慮して運営され、環境教育にも活かせるような学校。

エコビジネス

様々な分野における環境保全に関する事業活動。従来からの公害防止装置の製造メーカーや廃棄物処理業者などに加えて、砂漠緑化事業や環境調査・コンサルティング・サービス、地球の負荷の少ないエコロジーグッズを専門に扱う店など、新しいビジネスが生まれている。消費者や顧客も環境に優しい商品や企業を積極的に支持する傾向にあり、今後の成長分野として期待されている。

エコ・ファンド

環境への配慮の度合いが高く、かつ株価のパフォーマンスも高いと判断される企業の株式に重点的に投資する投資信託のこと。

【お】

オゾン層の保護のためのウィーン条約(ウィーン条約)

オゾン層の保護のため国連環境計画(UNEP)を中心として国際的な対策の枠組みが検討され、1985年3月に採択された条約。ウィーン条約と略称される。国際的に協調してオゾン層やオゾン層を破壊する物質について研究を進めること、各国が適切と考える対策を行うこと等を定めている。1988年9月に発効し、2000年9月現在175か国と1経済機関(EC)が加入している。この条約に基づいて具体的な規制を盛り込んだ「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」が1987年に採択された。わが国は1988年9月に条約に加入した。わが国ではウィーン条約及びモントリオール議定書の的確かつ円滑な実施を確保し、国際的に協力してオゾン層の保護を図るため、1988年5月に「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律」が制定された。

オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書

オゾン層の保護のためのウィーン条約に基づき、オゾン層を破壊する物質の削減スケジュール等の具体的な規制措置等を定めたもの。1987年に採択され、1990年、1992年、1995年、1997年、及び1999年の5度にわたって規制強化のための改正等が行われてきた。2000年9月28日現在のウィーン条約締約国数は175か国と1経済機関(EC)、モントリオール議定書の締約国数は174か国と1経済機関(EC)である。

温室効果ガス

地球の表面温度は、太陽から流れ込む日射エネルギーと、地球自体が宇宙に向けて出す熱放射とのバランスによって定まる。太陽から流入する日射については、ほとんどが可視光及び赤外線であり、大気を素通りして地表面で吸収される。日射によって加熱された地表面は赤外線の熱放射をするが、大気中には赤外線を吸収する性質を有する「温室効果ガス」といわれるガスがあり、地表面からの熱をいったん吸収してしまう。温室効果ガスを含む大気によって吸収された熱の一部は地表面に下向きに放射され、一部は大気上層に上向きに放射される。このように日射に加えて大気からの下向きの放射による加熱があるため、地表面はより高い温度となる。この効果を「温室効果」という。京都議定書では、二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、ハイドロフルオロカーボン(HFC)、パーフルオロカーボン(PFC)、六フッ化硫黄(SF₆)の6物質が温室効果ガスとして削減対象とされている。

【か】

カーシェアリング

公共交通手段の整った都市において、自分の車を持たずに必要な時に使用目的に合った車を自家用車と同じように手軽に共同利用するシステム。1980年代の後半に交通問題解消と環境保護運動の一環としてスイスで考案され、1990年代に入ってから欧州で急速に普及している。

化学物質等安全データシート(MSDS:Material Safety Data Sheet)

MSDS(Material Safety Data Sheet)

拡大生産者責任(EPR:Extended Producer Responsibility)

EPR:Extended Producer Responsibility

環境影響評価（環境アセスメント）

環境に大きな影響を及ぼすおそれがある事業について、その事業の実施に当たりあらかじめその事業の環境への影響を調査、予測、評価し、その結果に基づき、その事業について適正な環境配慮を行うことである。わが国においては、事業者が環境影響評価法等に基づき、道路やダム、鉄道、発電所などの対象事業について、地域住民や専門家、環境担当行政機関が関与する手続が実施されている。

環境ODA

開発途上国における環境対策（公害防止、自然環境保全、生活環境改善など）を目的として供与される政府開発援助（ODA：Official Development Assistance）

環境会計

企業等が、持続可能な発展を目指して、社会との良好な関係を保ちつつ環境保全への取組を効率的かつ効果的に推進していくことを目的として、事業活動における環境保全のためのコストとその活動により得られた効果を可能な限り定量的（貨幣単位又は物量単位で表示）に把握（測定）し、分析し、公表するための仕組み。

環境カウンセラー

環境保全に関する専門的知識や豊富な経験を有する者のうち環境省の実施する審査に合格した者で、その知識や経験をもとに、市民や市民団体、事業者等の環境保全活動に対する助言等を行う人材。平成8年9月に告示された「環境カウンセラー登録制度実施規程」に基づく。環境省では、環境カウンセラーを事業者部門及び市民部門に分けて登録し、当該登録簿を公表して広く一般に活用してもらうとともに、カウンセラーに対し資質向上を図るための研修を実施している。平成11年度末までに合計2,229名が登録されている。

環境活動評価プログラム

二酸化炭素や廃棄物などの環境負荷の状況と環境保全の取組の状況についての自己評価の手法を示すとともに、その結果をもとにした環境行動計画づくりの方法を示すことにより、中小規模の事業者を含む幅広い事業者を対象に、環境保全の取組を広げていこうとするもの。平成8年9月に環境庁（現環境省）が策定し、平成11年9月に改訂した。

環境基準

人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準として、終局的に、大気、水、土壌、騒音をどの程度に保つことを目標に施策を実施していくのかという目標を定めたものが環境基準である。環境基準は、「維持されることが望ましい基準」であり、行政上の政策目標である。これは、人の健康等を維持するための最低限度としてではなく、より積極的に維持されることが望ましい目標として、その確保を図っていこうとするものである。事業活動等を直接規制するものではないが、各種の規制措置や設備等の施策を講じる際の根拠となるものである。

環境経営

企業の経営戦略、事業戦略の中で、環境への対応を具体化するなど、環境保全への取組を内部化する企業の対応。

環境コミュニケーション

持続可能な社会の構築に向けて、個人、行政、企業、民間非営利団体といった各主体間のパートナーシップを確立するために、環境負荷や環境保全活動等に関する情報を一方的に提供するだけでなく、利害関係者の意見を聞き、討議することにより、互いの理解と納得を深めていくこと。

環境適合設計（DfE：Design for Environment）

製品等の設計段階において環境配慮を行うための手法のこと。ISOにおいて、DfEに関する技術報告を作成するための検討が開始されている。

環境パフォーマンス[評価]

事業者の環境保全に向けた取組の成果。環境パフォーマンスを評価するための手法については、ISOの規格（ISO14031）が発行されている。

環境犯罪

産業廃棄物の不法投棄や野生動植物の不法取引等の悪質な環境破壊行為を、環境犯罪ととらえ、刑事責任を追究するもの。

環境負荷

人が環境に与える負担のこと。単独では環境への悪影響を及ぼさないが、集積することで悪影響を及ぼすも

のも含む。「環境基本法」では、環境への負荷を「人の活動により、環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。」としている。

環境への負荷の少ない自動車の運転方法の励行

アイドリング・ストップ、不要な荷物は載せない、急発進、急加速はしない、など。

環境報告書

企業等の事業者が、最高経営者の緒言、環境保全に関する方針・目標・行動計画、環境マネジメントに関する状況（環境管理システム・環境会計・法規制遵守・環境適合設計その他）及び環境負荷の低減に向けた取組等について取りまとめ、一般に公表するもの。

環境管理システム

事業者等が環境に関する方針を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくための体制、手続であり、国際標準化機構（ISO）が発行したISO14001に基づくものやEUのEMAS（Eco-management and Auditing Scheme）に基づくものが代表的な事例である。ISO14001に基づく環境管理システムは、経営層が策定した環境方針に沿って、PDCAサイクル（Plan Do Check Act）を繰り返すことにより、環境の継続的な改善を図っていくものであり、規格を遵守していることについて、外部機関による第三者認証、自己宣言等を行うことができる。

環境ラベリング

製品の環境側面に関する情報を提供するものであり、「エコマーク」など第三者が一定の基準に基づいて環境保全に資する製品を認定するもの、事業者が自らの製品の環境情報を自己主張するもの、LCA（Life Cycle Assessment）を基礎に製品の環境情報を定量的に表示するものなどがある。

環境リスク

リスクとは、本来は望ましくない結果のその起こる頻度を示す用語である。人の活動によって環境に加えられる負荷が環境中の経路を通じ、環境の保全上の支障を生じさせるおそれを環境リスクといい、人の健康や生態系に影響を及ぼす可能性（おそれ）を示す概念である。人の健康や生態系への影響を未然に防止していくにあたっては、環境リスクの要因が持つ便益と環境リスクの大きさを比較、分析することにより、環境リスクを管理していくことが重要である。

環境リスクの考え方は、環境保全上の支障の原因となるおそれのある要因が対象となりうるが、現在は化学物質問題について使われることが多い。

【く】

グリーン購入

市場に供給される製品・サービスの中から環境への負荷が少ないものを優先的に購入すること。

クロロフルオロカーボン（CFC：ChloroFluoroCarbon）

CFC（ChloroFluoroCarbon）

【こ】

国際エネルギー機関（IEA：International Energy Agency）

IEA（International Energy Agency）

国際エネルギースタートプログラム

一定の省エネルギー基準をクリアしたOA機器にロゴの表示が認められる制度。1995年10月から日米両政府の合意のもとに実施されている。

国際熱帯木材機関（ITTO：International Tropical Timber Organization）

熱帯木材の貿易の促進及び熱帯林の環境保全を目的とする国際商品機関。1986年に設立、本部は横浜。熱帯雨林の持続可能な経営のための政策形成（ガイドライン等）及び各種プロジェクトを実施している。

国連環境開発会議（UNCED：United Nations Conference on Environment and Development）地球サミット

1972年6月ストックホルムで採択された国連人間環境会議の20周年に当たる1992年6月13日に、ブラジルのリオ・デ・ジャネイロで開催された環境と開発に関する会議。この会議には約180か国が参加し、100か国余の元首、首脳が自ら出席するなど、史上かつてないほどハイレベルかつ大規模な会議となった。この会議では気候変動枠組条約と生物多様性条約の署名が開始されるとともに、環境と開発に関するリオ宣言、アジェンダ21及び森林原則声明などの文書も合意された。地球サミットともいう。

国連環境計画（UNEP：United Nations Environment Programme）

1972年6月ストックホルムで「かけがえのない地球」を合い言葉に開催された国連人間環境会議で採択された「人間環境宣言」及び「環境国際行動計画」を実施に移すための機関として、同年の国連総会決議に基づき設立された機関。同機関は、既存の国連諸機関が行っている環境に関する諸活動を総合的に調整管理するとともに、国連諸機関が着手していない環境問題に関して、国際協力を推進していくことを目的としている。

国連持続可能な開発委員会（UNCSD：United Nations Commission on Sustainable Development）

1992年の地球サミットにおいて採択されたアジェンダ21において「ハイレベルの持続可能な開発委員会を国連憲章に従い設立すべき」とされたのを受け、同年の第47回国連総会の決議に基づき、1993年2月12日に設立されたもの。その目的はアジェンダ21に関する国連や各国の活動の実施状況のレビューと監視、アジェンダ21の実施に関する勧告の国連総会への提出などである。日本を含め53か国から構成され、閣僚級を含むハイレベルの代表が参加する。事務局はニューヨークの国連本部の「国連社会経済局持続可能な開発部」が担当している。

コージェネレーション（熱電供給システム）

発電と同時に発生した排熱も利用して、給湯・暖房などを行うエネルギー供給システム。従来の発電システムでのエネルギー利用効率は40%程度で、残りは廃熱として失われていたが、このシステムでは最大80%まで高められる。これまでは紙パルプ、石油化学産業などで導入されていたが、最近ではオフィスビルや病院、ホテル、スポーツ施設などでも導入されつつある。

こどもエコクラブ

環境省が全国の小中学生を対象に設立を呼び掛けている、自主的に環境に関する学習・活動を行うクラブで、数人から20人程度の仲間とその活動を支える大人（サポーター）で構成される。環境省では、クラブの子どもたちが地域の中で楽しみながら環境に関する学習・活動を展開できるよう、環境学習プログラムや分かりやすい環境情報の提供等を行っている。

【さ】

最終処分場

廃棄物は、資源化または再利用される場合を除き、最終的には埋立処分又は海洋投入処分される。最終処分は埋立が原則とされており、大部分が埋立により処分されている。最終処分を行う施設が最終処分場であり、ガラスくず等の安定型産業廃棄物のみを埋め立てることができる「安定型処分場」、有害な産業廃棄物を埋め立てるための「遮断型最終処分場」、前述の産業廃棄物以外の産業廃棄物を埋め立てる「管理型最終処分場」及び一般廃棄物最終処分場（「管理型最終処分場」と同様の構造）とに分類される。これらは埋め立てる廃棄物の性状によって異なる構造基準及び維持管理基準が定められている。

産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチックなど20種類の廃棄物をいう。大量に排出され、また、処理に特別な技術を要するものが多く、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、その適正な処理が図られている。

産業廃棄物適正処理推進センター

原状回復基金を設け、廃棄物の不法投棄等の不適正処理による生活環境保全上の支障の除去等の措置を行う都道府県等に対する支援等を行う法人。廃棄物処理法第13条の12に基づき指定される。

【し】

社会的責任投資（SRI：Socially Responsible Investment）

資金を運用する際に、投資対象の収益面だけでなく、その資金が利用される企業や事業の倫理的・社会的側面まで配慮して行う考え。欧米においては、酒、たばこなどへの投資を控える動きが早くから見られ、1980年代後半から環境面での評価も加わるようになった。

循環資源

廃棄物等につき、その有用性に着目して資源として捉えなおした概念である。「循環型社会形成推進基本法」では、このような循環資源について循環的な利用（再利用、再生利用、熱回収）を図るべき旨を規定している。

省エネラベリング制度

家電製品が、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」（省エネ法）に基づいて製品ごとに設定されている国の省エネルギー基準を達成しているかどうかをラベルに表示するもの。対象は5つの家電製品であり、具体的には、エアコン、蛍光灯器具、テレビ、電気冷蔵庫、電気冷凍庫である。

静脈産業

生産による資源消費を含む消費後の廃棄物等の収集、処理、再生・再資源化を担い、再生産につないでいく静脈部分の産業。「動脈産業」の項を参照。

森林に関する政府間パネル（IPF：Intergovernmental Panel on Forests）

1995年4月に開催された国連持続可能な開発委員会（CSD）第3回会合において、世界の森林の経営、保全及び持続可能な開発推進を目的としてCSDの下に設置が決定された森林に関する国際対話の場。IPFは、1995年から1997年に計4回の会合を開催し、1997年2月の第4回会合で、国家森林プログラムの策定、世界的な森林資源の評価等に関する100以上の「行動提案」をとりまとめ、同年4月CSD第5回会合にこれらの行動提案を盛り込んだ最終報告書が提出された。

森林に関する政府間フォーラム（IFF：Intergovernmental Forum on Forests）

1997年6月の第19回国連環境開発特別総会（UNGASS：United Nations General Assembly Special Session on the environment and sustainable development）において、森林に関する政府間パネル（IPF）の後を受け、国連持続可能な開発委員会（CSD）の下に設置が決定された森林に関する国際対話の場。2000年1月～2月の第4回会合で、100以上の「行動提案」や「森林に関する国際的取決め」に関する提案等を盛り込んだ最終報告書がとりまとめられ、同報告書が、同年5月に開催されたCSD第8回会合に提出された。

森林の公益的な機能

森林は、私的財としての木材生産機能のほかに、国土の保全、水資源のかん養といった広く人々の福祉に貢献する公共財としての機能を有している。森林の持つ多様な機能のうち、木材生産機能を除いた機能を「公益的機能」という。「森林資源に関する基本計画」においては、森林の機能を木材等生産機能と併せて5つに分類しているが、公益的機能として、湧水の緩和や水質浄化などの「水源かん養機能」、土砂の崩壊や流出を防止する「山地災害防止機能」、二酸化炭素吸収や風雪害防止などの「生活環境保全機能」、野生動植物の生息・生育の場や教育の場の提供などの「保健文化機能」を掲げている。

【す】

ストック

ある一時点における貯蔵量をいい、フローと対になった概念。

すべての種類の森林の経営、保全及び持続可能な開発に関する世界的合意のための法的拘束力のない権威ある原則声明（森林原則声明）

1992年6月13日のリオ・デ・ジャネイロにおける「環境と開発に関する国連会議（地球サミット）」において採択された、世界の森林の経営、保全及び持続可能な開発に関する原理原則を定めた法的拘束力のない原則声明。前文8項目のほか全体が15の原則で構成され、各国が自国の環境政策に沿った資源開発の主権を有し、その開発行為が他国又は管轄権外にある地域の環境に被害を与えない責任を有することなどの原則が示されている。

【せ】

生活排水

調理、洗濯、入浴など人間の日常生活に伴い公共水域に排出されるもので、工場などから排出される産業排水と区別されている。「水質汚濁防止法」による規制の結果、産業排水については改善されつつあるが、生活排水対策がなかなか進まず、特に湖沼、内海、湾など閉鎖性水域の水質汚濁が著しいため、平成2年に「水質汚濁防止法」を改正し、生活排水対策の総合的推進に関する規定を設けた。これによりし尿と台所等の雑排水を一緒に処理する合併処理浄化槽や、下水道など地域の特性に応じた施設の整備が進められている。

【た】

ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾ - パラ - ジオキシン（PCDD）、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）及びコプラナ - ポリ塩化ビフェニル（コプラナ - PCB）の総称。通常、環境中に極微量に存在する有害な物質。人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある物質であることから、平成12年1月「ダイオキシン類対策特別措置法」が施行され、廃棄物焼却炉などからの排出抑制が行われている。わが国では、大気、水質、土壌などから検出されている。

【ち】

地域熱供給システム

個々の住宅・ビル等で行っている冷暖房の熱源を集中化して、ボイラー、冷凍機等を設置したエネルギープラントを設け、一定の区域を単位として、主に地中に埋設した導管を通じて、冷暖房・給湯といった熱を需要

家に事業として供給するシステムであり、エネルギーの有効利用、地球環境保全効果、都市災害機能等の社会経済的メリットを有する都市基盤施設である。特に、海水、河川水、下水、清掃工場廃熱等の「未利用エネルギー」の活用を可能とするシステムであり、又、エネルギーの効率的利用の観点から、蓄熱槽の利用やコージェネレーションシステムの活用も増加している。

地球温暖化対策推進大綱

平成10年6月に地球温暖化対策推進本部が決定。法的措置をはじめとして、政府として2010年に向けて緊急に推進すべき対策をまとめたもの。夏時間の導入について国民的議論、ライフスタイルの見直しに向けた対策を具体的に盛り込んだところが特徴であり、平成12年9月の地球温暖化対策推進本部において、第2回目のフォローアップ結果が了承されている。

地球温暖化対策推進本部

C O P 3（気候変動枠組条約第3回締約国会議）直後の平成9年12月に設置。総理を本部長、官房長官、環境大臣、経済産業大臣を副本部長、関係府省大臣をメンバーとして、京都議定書の着実な実施に向け、具体的かつ実効ある対策を総合的に推進することを目的とする。

地球温暖化対策に関する基本方針

平成11年4月9日閣議決定。「地球温暖化対策の推進に関する法律」（地球温暖化対策推進法）に基づき、地球温暖化対策の推進に関する基本的動向や、国、地方公共団体、事業者、国民の措置に関する基本的事項等について定めている。

地球環境ファシリティ（G E F : Global Environment Facility）

開発途上国及び市場経済移行国が地球規模の環境問題に対応するために新たに負担する費用に対して、原則として無償資金を提供するための資金メカニズム。1991年に発足。世界銀行、UNDP（国連開発計画）、UNEP（国連環境計画）の3実施機関による共同運営。G E Fの対象として、地球温暖化防止、生物多様性保全、国際水域汚染防止、オゾン層保護の4つがある。

地球規模化学物質情報ネットワーク（G I N C : Global Information Network on Chemicals）

1992年6月「国連環境開発会議（UNCED）」において採択された行動計画「アジェンダ21」の19章に「有害かつ危険な製品の不法な国際取引の防止を含む有害化学物質の環境上適正な管理」が位置付けられ、その中で、「有害化学物質及び化学的リスクに関する情報交換」が国際的に取り組むべき項目の1つとして示された。これに対し、化学物質情報の交換手段として「地球規模化学物質情報ネットワーク（G I N C）」の構築が企図され、日本の積極的な支援により開始されている。

地球サミット

国連環境開発会議（UNCED : United Nation Conference on Environment and Development）

【て】

低公害車

従来のガソリン車やディーゼル車に比べて、排出ガス中の汚染物質の量や騒音が少ない電気自動車、メタノール自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車などを指す。これらは、燃料性状がクリーンであるため、クリーンエネルギー自動車というカテゴリーにも属するといえる。低公害車の普及は、大都市の大気汚染の改善や、地球温暖化対策の一つとして期待されている。

なお、近年、ガソリン自動車やLPガス自動車等でも、排出ガス性能の優れた「低排出ガス車」が市場に出始めてきており、その認定制度も整備されている。

低公害車等

従来のガソリン車やディーゼル車に比べて、排出ガス中の汚染物質の量や騒音が少ない「低公害車」（電気自動車、メタノール自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車。これらは、燃料性状がクリーンであるため、クリーンエネルギー自動車というカテゴリーにも属する。）や、ガソリン自動車やLPガス自動車等の中でも排出ガス性能の優れた「低排出ガス車」、地球温暖化対策に資する「低燃費車」などを指す。

デポジット制度（預託払戻制度）

製品本来の価格にデポジット（預託金）を上乗せして販売し、使用後の製品が所定の場所に戻された際に預り金を返却することにより、消費者からの当該製品の回収を促進しようとするもの。

テレワーク

パソコン等の情報通信機器等を利用し、遠く離れたところ（T E L E）で仕事を行うこと（W O R K）。働き手の属性から、企業社員のテレワーク及び自営業者のテレワーク（S O H O）に分類することが出来る。

【と】

動脈産業

モノの生産から流通、消費までの動脈部分を担う産業。「静脈産業」の項を参照。

特定有害化学物質及び駆除剤の国際貿易における事前のかつ情報に基づく同意の手續に関するロッテルダム条約（ロッテルダム条約）

先進国で使用が禁止または厳しく制限されている有害な化学物質や農薬が、発展途上国にむやみに輸出されることを防ぐために、事前のかつ情報に基づく同意の手續（P I C : Prior Informed Consent）等を設けた条約。これまでロンドンガイドライン及びコードオブコンダクト（国際行動規範）と呼ばれ自主的な制度として運用されてきたが、5回の条約化交渉を経て、1998年9月11日にロッテルダムにおいて採択された。

トップランナー方式

「エネルギーの使用の合理化に関する法律」（省エネ法）の改正（平成10年6月）に際して盛り込まれたもの。同法に基づいて省エネ基準を策定する際に、現在商品化されている製品のうち省エネルギー性能が最も優れている機器の性能を勘案し目標値を定める考え方。

【な】

内分泌かく乱化学物質

いわゆる環境ホルモンのことであり、動物の生体内に取り込まれた場合に、本来、その生体内で営まれている正常なホルモン作用に影響を与える外因性の物質を意味する。近年、内分泌学を始めとする医学、野生動物に関する科学、環境科学等の研究者・専門家によって、環境中に存在するいくつかの化学物質が、動物の体内のホルモン作用をかく乱することを通じて、生殖機能を阻害したり、悪性腫瘍を引き起こすなどの悪影響を及ぼしている可能性があるとの指摘がなされている。

【ね】

燃料電池

水の電気分解と逆の工程で、水素と酸素を化学的に反応させて水とともに電気を取り出すシステム。排出ガスが極めてクリーンで、発電効率も高く、発電の際に発生する排熱が給湯・暖房などに利用できるため、地球温暖化防止として、都市部でのコージェネレーション・システムに組み合わせての利用が期待されている。通常、供給する燃料の改質が必要される。

【は】

バーゼル条約

有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約

バイオマス（生物体）

生物体量のこと。バイオマスのエネルギー利用としては、燃焼して発電を行うほか、アルコール発酵、メタン発酵などによる燃料化や、ユーカリなどの炭化水素を含む植物から石油成分を抽出する方法などがある。ゴミや下水汚泥などの廃棄物に含まれている有機分の利用も研究されており、廃棄物処理と石油代替エネルギーとしての利用の両方に役立つ。

廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約（ロンドン条約）

昭和47年11月に採択され、昭和50年8月に発効。主として陸上で発生した廃棄物の船舶等からの海洋投棄を規制する条約。わが国は昭和55年10月に締結し、11月に発効した。

廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約の1996年の議定書

「廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約」（ロンドン条約）に基づく、海洋投棄の規制強化を目的とする議定書。平成8年11月に採択された。

廃棄物等

廃棄物に加えて使用済み物品等や副産物も含む概念である。「循環型社会形成推進基本法」では、このような廃棄物等について発生抑制を図るべき旨を規定している。

【ふ】

フロー

一定の期間に関して定義される量。ストックがある一時点に存在する量であるのに対して、フローは、一定期間内に流れた量である。

【ま】

マニフェスト制度

排出事業者が廃棄物の処理を委託する際に処理業者に帳票（マニフェスト）を交付し、処理終了後に処理業者よりその旨を記載した帳票の写しの送付を受けることにより、排出事業者が廃棄物の流れを管理し、適正な処理を確保するための仕組みのこと。平成3年の廃棄物処理法の改正により創設され、平成5年4月1日より一部の産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）に限って義務づけられた。平成9年6月の廃棄物処理法改正により、マニフェスト制度の適用がすべての産業廃棄物に拡大された（平成10年12月1日より）。

マルチモーダル

利用者のニーズに応じた効率的な輸送体系を確立し、良好な交通環境の創造に向けた、道路、航空、海運、鉄道等複数の交通機関の連携による総合的な交通対策。

【み】

未然[の]防止

予防的方策（Precautionary approach）

【ゆ】

有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約（バーゼル条約）

有害廃棄物の越境移動に伴う環境汚染に対処するため1989年3月、国連環境計画（UNEP）を中心に採択された条約。有害廃棄物の輸出に際しての許可制や事前通告制、不適正な輸出、処分行為が行なわれた場合の再輸入の義務等を規定している。わが国は1993年9月に加入、同年12月16日にわが国について効力を生じた。

【よ】

預託払戻制度（デポジット制度）

デポジット制度

予防的方策（Precautionary approach）

1992年の地球サミットにおいて採択された持続可能な開発のための27項目の一般的な原則を示したリオ宣言のうち、第15原則で述べられた考え方。「環境を保護するため、予防的方策は、各国により、その能力に応じて広く適用されなければならない。深刻な、あるいは不可避的な被害のおそれがある場合には、完全な科学的確実性の欠如が、環境悪化を防止するための費用対効果の大きな対策を延期する理由として使われてはならない。」とされている。同サミット後、世界各国が様々な施策を実施する際には、この原則に基づいた予防的方策が基本的な考え方となっている。

なお、環境基本法第4条では、「環境の保全は・・・科学的知見の充実の下に環境の保全上の支障が未然に防がれることを旨として、行わなければならない。」と規定している。

ヨハネスブルクサミット

1992年に開催された地球サミット以降10年間のアジェンダ21の実施状況をレビューするため、2002年に開催された国連会議。

【ら】

ライフサイクル・アセスメント（LCA：Life Cycle Assessment）

その製品に関わる資源の採取から製造、使用、廃棄、輸送などのすべての段階を通して、投入された資源・エネルギーや、排出された環境負荷及びそれらによる地球や生態系への環境影響を定量的、客観的に評価する手法のこと。

【り】

リスクコミュニケーション

行政、事業者、国民、NGO等の関係するすべての者が、化学物質による環境リスクの程度、環境リスクに対する感じ方・考え方、化学物質対策などについて、情報を共有しつつ、意見の交換を図り、相互の信頼を築き理解しあおうとするため、対話を進めていくもの。「リスクコミュニケーション」の推進により、環境リスクの削減が円滑に推進されることが期待される。

【れ】

レスポンスブルケア

化学物質を製造し、または取り扱う事業者が、自己決定・自己責任の原則に基づき化学物質の開発から製造、

物流、使用、最終消費を経て廃棄に至る全ライフサイクルにわたって「環境・安全」を確保することを経営方針において公約し、安全・健康・環境面の対策を実行し、改善をはかっていく自主管理のこと。世界的に実施されており、わが国でも、平成7年に「日本レスポンシブルケア協議会」が設立され、開始された。

【ろ】

ロッテルダム条約

特定有害化学物質及び駆除剤の国際貿易における事前のかつ情報に基づく同意の手続に関するロッテルダム条約

ロンドン条約

廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約

【D】

D D T : Dichloro Diphenyl Trichloroethane

強力な殺虫力を有する有機塩素系の化合物。工業製品のD D Tは異性体のほか多くの副生物を含むが、難分解性、高蓄積性という性質があるため、従来農薬として使用したことによって米・小麦・果実などに残留し、人間の母乳及び牛乳からもD D Tが検出された。D D Tは「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」(昭48法117)の第一種特定化学物質に指定され、原則的に製造・輸入が禁止されている。

D f E : Design for Environment (環境適合設計)

環境適合設計

【E】

E P R : Extended Producer Responsibility (拡大生産者責任)

製品の製造者等が物理的又は財政的に製品の使用後の段階で一定の責任を果たすという考え方。

【I】

I E A : International Energy Agency (国際エネルギー機関)

加盟国における石油を中心としたエネルギー安全保障と中長期的に安定的なエネルギー需給構造を確立することが目的。第一次石油危機を契機として、1974年にO E C Dの枠組みの下に設立された。加盟国はO E C D加盟29か国のうちアイスランド、メキシコ、ポーランド、韓国を除く25か国。

I S O 14001

国際標準化機構 (I S O) : International Organization for Standardization) で制定した、環境マネジメントに関する一連の国際規格である I S O 14000 シリーズの中で、中核をなす規格が I S O 14001 である。I S O 14001 には、企業活動、製品及びサービスの環境負荷の低減といった環境パフォーマンスの改善を実施する仕組みが継続的に改善されるシステム (環境管理システム (E M S : Environmental Management System)) を構築するための要求事項が規定されている。I S O 14001 に基づき環境配慮へ自主的・積極的に取り組んでいることを示すことが可能となる。

【L】

L C A : Life Cycle Assessment (ライフサイクル・アセスメント)

ライフサイクル・アセスメント

【M】

M S D S (Material Safety Data Sheet) (化学物質等安全データシート)

M S D S 制度は、事業者間で化学物質の取引を行う際、当該化学物質の性状及び取扱いに関する情報 (化学物質等安全データシート : M S D S) を提供することを義務づける仕組み。わが国における M S D S 制度は、平成11年7月に公布された「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」に基づき、平成13年1月から実施されることとなっている。

【P】

P C B : Poly Chlorinated Biphenyl (ポリ塩化ビフェニール)

P C B は1929年に初めて工業製品化されて以来、その安全性、耐熱性、絶縁性を利用して電気絶縁油、感圧紙等、様々な用途に用いられてきたが、環境中で難分解性であり、生物に蓄積しやすくかつ慢性毒性がある物質であることが明らかになり、生産・使用の中止等の行政指導を経て、1974年に化学物質審査規制法に基づく特定化学物質 (現在では第一種特定化学物質) に指定され、製造及び輸入が原則禁止された。これ以降、廃 P

C B等の処理施設の整備が進まなかったことから、事業者が長期間保管し続けてきており、環境保全の観点から、早急にP C Bを処理することが求められている。

P I C : Prior Informed Consent

特定有害化学物質及び駆除剤の国際貿易における事前のかつ情報に基づく同意の手続に関するロッテルダム条約（ロッテルダム条約）の項、参照。

P F I (Private Finance Initiative、民間主導の公共サービス提供)

公共施設等の設計、建設、維持管理費及び運営に民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図るという考え方。P F Iは英国で成果を挙げて注目されており、我が国では「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(P F I法)が成立するなど、その導入に係る取組が各方面で行われている。

P O P s : Persistent Organic Pollutants (残留性有機汚染物質)

P O P sは、その難分解性、生物濃縮性、長距離移動性等から、地球規模の環境汚染を引き起こしているとともに、世代を超えて人や環境に悪影響を及ぼす可能性がある物質である。1995年にワシントンにて米国とU N E Pの共催で開催された政府間会合で採択された「陸上活動からの海洋環境の保護に関する世界行動計画」において、P C B、D D T等の12種類のP O P sに関し、製造・使用の廃絶、排出の削減等を目的とした法的拘束力を有する国際取決め(P O P s条約)を策定することとされた。これを受けたU N E P管理理事会での決議に基づき1996年6月より政府間交渉委員会が開催され、2000年12月の第5回政府間交渉委員会(於:ヨハネスブルグ)において、条約案が合意に達した。本条約案は、2001年5月の外交会議(於:ストックホルム)で採択される予定である。

p p m v

百万分の一容積比

P R T R : Pollutant Release and Transfer Register

P R T R制度は、有害性のある化学物質の環境(大気、水、土壌)への排出量及び廃棄物に含まれての移動量を、政府が事業者からの届出や推計に基づき、集計し、公表する仕組み。本制度はアメリカ、カナダ、オランダ、イギリス等の諸外国でも法制化されているが、その内容は各国ごとに異なっている。わが国におけるP R T R制度は、平成11年7月に公布された「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」に基づき実施されることとなっている。同法に基づき、平成13年4月から事業者には排出量等の把握義務が課せられ、第1回の届出は平成14年4月以降に、それらの集計・公表は平成14年度中に行われる予定である。

【S】

S O H O : Small Office Home Office

ネットワークを利用して仕事を行う小規模の事業者や在宅の個人事業者。テレワークという新しい就業形態の1つであり、大企業の勤務者が自宅やサテライトオフィス等を職場として業務を行うものを除いた、自営業者のテレワークのことをいう。

【循環基本計画（素案）に記載された法令名一覧】

循環型社会形成推進基本法：平成12年6月2日法律第110号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）：昭和45年12月25日法律第137号

資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）：平成3年4月26日法律第48号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律（容器包装リサイクル法）：平成7年6月16日法律第112号

特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）：平成10年6月5日法律第97号

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）：平成12年5月31日法律第104号

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）：平成12年6月7日法律第116号

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）：平成12年5月31日法律第100号

使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）：平成14年7月12日法律第87号